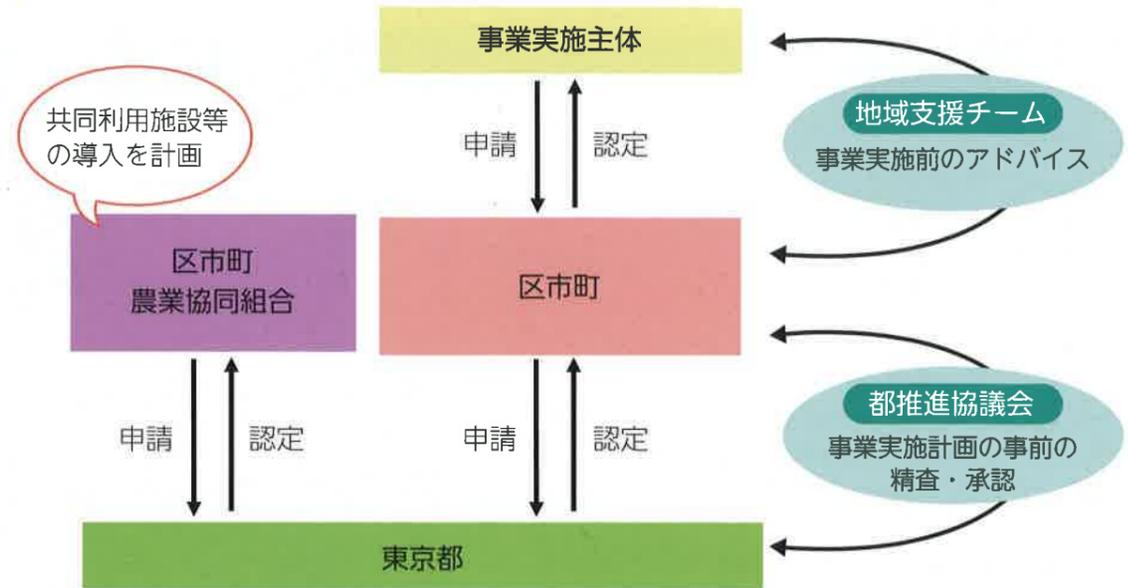




### 都市農業活性化支援事業の計画認定までの流れ



※「都推進協議会」と区市町ごとに設置される「地域支援チーム」により、事業の円滑な推進を図っています。



### 事業実施までのスケジュール

	前年度				実施年度
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～
●事業要望調査	→				
●区市町等ヒアリング		→			
●都推進協議会			→		
●事業実施計画作成		→	→	→	
●都推進協議会				→	→
●事業実施					→



### 問い合わせ

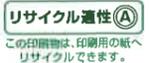
お住まいの区役所・市役所・町役場の農業担当までお問い合わせ下さい。



### 東京都の関係部署

- 東京都農業振興事務所 振興課 生産振興担当  
〒190-0022 立川市錦町3-12-11 TEL 042-548-4866
- 中央農業改良普及センター  
〒187-0002 小平市花小金井1-6-20 TEL 042-465-9882
- 西多摩農業改良普及センター  
〒198-0024 青梅市新町6-7-1 TEL 0428-31-2374
- 南多摩農業改良普及センター  
〒192-0364 八王子市南大沢2-2 パオレビル6階 TEL 042-674-5971
- 東京都産業労働局農林水産部 農業振興課農業振興担当  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL 03-5320-4833

平成31年4月



### 都市の特性を活かした東京農業を推進

# 都市農業 活性化支援事業



東京都は認定農業者や区市町、農業協同組合に対して農業施設などの整備を支援し、都市農業の活性化を図ります。

東京都産業労働局



# 都市農業活性化支援事業の概要



## 目的

認定農業者等が収益性の高い農業を展開するために必要な施設を整備して経営力を強化する取組や、区市町及び農業協同組合による地域農業振興のために行う施設整備等を支援し、都市農業の活性化を図ります。

## 事業対象

### 【対象地域】

「都市的地域」  
(東京都では、奥多摩町、檜原村、あきる野市の戸倉地区及び小宮地区、島しょ地域を除く地域)

### 【事業実施主体】

区市町、農業協同組合(連合会を含む)、3戸以上の農家で構成される営農集団、特認経営体(知事が特に認める3戸未満の経営体等)、農業経営を行う法人  
※受益者の要件は、認定農業者等



## 事業費等

### 【補助率等】

補助対象となる施設等の整備に要する経費について補助します。  
補助率：1/2以内(標準)  
最低事業費は500万円(特認経営体は200万円)、上限事業費は1億円です。

### 【補助率の上乗せ措置】

以下の場合、補助率2/3以内(補助率1/2に1/6を上乗せ)となっています。

- 1 市街化区域内で農地の流動化により経営規模の拡大を行う場合
- 2 新たに「生産緑地」の追加指定をする場合
- 3 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、夏季の農畜産物出荷を増加させる場合
- 4 都指定新技術導入による取組<sup>(注1)</sup>
- 5 女性農業者が農畜産物の加工販売を行う取組
- 6 区市町及び農業協同組合が整備する共同利用施設<sup>(注2)</sup>において、区市町と防災協定を結んだ場合



## 農業者向け

補助の対象となる主な施設等の例

### パイプハウス等生産施設、畜舎及び畜産関連施設

パイプハウス、鉄骨ハウス、果樹棚、防鳥棚、畜舎、搾乳舎など  
▶ 本施設整備と併せて、簡易な基盤整備<sup>(注3)</sup>を行うことも可能



### 流通・販売施設、農畜産物加工施設

集出荷施設、貯蔵施設、共同直売所、加工施設など  
▶ 個人直売所は、補助対象外  
▶ 本施設整備と併せて、簡易な基盤整備<sup>(注3)</sup>を行うことも可能



### 栽培関連施設

水耕栽培システム、かん水施設、冷暖房装置など  
▶ 既存施設に本施設を導入することも可能  
▶ 本施設整備と併せて、簡易な基盤整備<sup>(注3)</sup>を行うことも可能



### 農畜産業用機械

トラクター、保冷库、農作業用運搬車、農畜産業用食品加工機械など  
▶ 農畜産業用以外に汎用性があるトラックやパソコン等は対象外  
▶ 本施設を整備する場合、女性農業者が農畜産物の加工販売を行う取組以外は補助率の上乗せ措置はない



## 区市町・農業協同組合向け

補助の対象となる主な施設等の例

### 共同利用施設、共同利用農畜産業用機械

共同直売所や共同出荷場等の共同利用施設<sup>(注2)</sup>、大型農畜産業用機械や特殊農畜産業用機械等の共同利用農畜産業用機械<sup>(注4)</sup>

(注1) 都指定新技術導入による取組とは、果樹栽培において高齢樹の改植等を進め、早期多収技術により生産力の向上を図るための一体的な整備をさす。ナシのジョイント栽培、ナシの根域制限栽培、ブドウの根域制限栽培が対象。また、野菜栽培において、トマトとキュウリの東京フューチャーアグリシステムの一体的な整備をさす。

(注2) 区市町又は農業協同組合が整備する共同利用施設とは、広く地域の農業者が活用する共同直売所、種苗センター、共同加工場などをさす。

(注3) 簡易な基盤整備とは、施設整備と併せて行う防災兼用農業用井戸や土留め工、フェンスの設置などをさす。ただし、基盤整備のみの実施は不可。

(注4) 大型農業機械などを農業協同組合が一括整備し、組合員に貸し出すことも可能。

